

鳥取県公報

令和4年3月18日(金) 第9383号

每週火 · 金曜日発行

			
\Diamond	告	示	液化石油ガス販売事業者の認定 (107) (消防防災課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			県道の区域の変更 (2件) (112・113) (道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・3 県道の供用の開始 (114) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	選管領	告示	選挙管理委員会の招集(8)・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
\Diamond	公	告	星空保全地域の指定予定(2件)(環境立県推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			星空保全照明基準の設定予定(2件)(")・・・・・・・・・・・・・・・5 星空保全照明基準の変更予定(5件)(")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活安全企画課)・・・・・・・9
			クロスボウの取扱いに関する講習会の開催(〃)・・・・・・・・・・・・10

示

鳥取県告示第107号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。)第35 条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、法第88条第2項の規定により告示す

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
株式会社ウチダレ	代表取締役	米子市新開六丁目	第1号認定液化石	令和4年3月8日
ック	内田 良一	3 - 9	油ガス販売事業者	

鳥取県告示第108号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第 55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり 告示する。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在 地	指定年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎555-2	平成26年7月 1日

鳥取県告示第109号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第6項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規 定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生 活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により 次のとおり告示する。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人真	米子市大崎1511-	特定施設入居者生	米子市新開一丁目	特定施設入居者	令和2年11月
誠会	1	活介護皆生エスポ	5-15	生活介護	1日
		ワール			

介護予防事業者

夕.	称	主たる事務所の所在	指定に係る事業所	指定に係る事業所	サービスの種類	変更年月日
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	地	の名称	の所在地	り こ ハ 0 万里規	及父十万日	

社会福祉法人真	米子市大崎1511-	短期入所生活介護	米子市大崎1511-	介護予防短期入	平成30年1月	ì
誠会	1	ピースポート	1	所生活介護	1 目	ì
		特定施設入居者生	米子市新開一丁目	介護予防特定施	令和2年11月	ì
JJ	"	活介護皆生エスポ	5 - 15	設入居者生活介	1 日	ì
		ワール		護		ı

鳥取県告示第110号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づく特定農業用た め池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	解除の年月日
新池 (加賀瀬溜池)	鳥取市河原町山手6	令和4年3月18日

鳥取県告示第111号

令和3年鳥取県告示第142号(令和3管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)等の知事管理漁獲可能量について) により告示したくろまぐろ(小型魚)の知事管理漁獲可能量について、令和4年2月25日に次のとおり変更した ので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量		
村足小座頁你	和争官理区分	変更前	変更後	
くろまぐろ(小型魚)	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	4.5トン	3. 15トン	
	鳥取県定置網漁業	4.4トン	2.55トン	
	鳥取県その他漁業	0.1トン	0.6トン	
	県留保枠	1.0トン	0.7トン	

鳥取県告示第112号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鷹狩渡一木線	鳥取市河原町曳田字土居尻リ110-4地先から	変更前	9.3~35.0	248.0
	同市河原町曳田字大荒84-8地先まで	変更後	9.3~45.8	255.0

鳥取県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
时水石	前後別	<u> </u>	(メートル)	(メートル)
杣小屋曳田線		鳥取市河原町天神原字河下365-1地先から同市	5. 7~21. 9	1 207 0
	変更前	河原町曳田字川戸土居120-2地先まで	5. 7~21. 9	1, 307. 0
	多 史則	鳥取市河原町天神原字天神土居244-1 地先から	天神原字天神土居244-1地先から	
		同市河原町曳田字城之前263-10地先まで	7. 5∼32. 6	1, 325. 0
	亦軍從	鳥取市河原町天神原字河下365-1地先から同市	9.8~32.1	1, 404. 0
		河原町曳田字城之前263-9地先まで	9.8~32.1	
	変更後	鳥取市河原町天神原字天神土居242-1地先から	5. 7~21. 9	1 121 0
		同市河原町曳田字川戸土居120-2地先まで	5. 7. 21. 9	1, 131. 0

鳥取県告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
鷹狩渡一木線	鳥取市河原町曳田字土居尻リ110-4地先から同市河原町曳田字	令和4年3月19日
	大荒84-8 地先まで	
杣小屋曳田線	鳥取市河原町天神原字河下365-1地先から同市河原町曳田字城	11
	之前263-9地先まで	
	鳥取市河原町天神原字天神土居242-1地先から同市河原町曳田	,,
	字川戸土居120-2地先まで	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第8号

令和4年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久

- 1 目時 令和4年3月23日(水) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題 選挙人名簿登録者数について

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、 星空保全地域として指定する予定であるので、同条第3項において準用する同条例第9条第3項の規定により公 告し、当該星空保全地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全地域の指定の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出す ることができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 星空保全地域の名称
 - 八頭町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定しようとする区域
 - 八頭町の区域の全部
- 3 星空保全地域の指定の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課(鳥取市立川町六丁目176)
 - (3) 鳥取県県土整備部八頭県土整備事務所建設総務課(八頭郡八頭町郡家100)
 - (4) 八頭町役場本庁舎(八頭郡八頭町郡家493)
 - (5) 八頭町役場船岡庁舎(八頭郡八頭町船岡539)
 - (6) 八頭町役場八東庁舎(八頭郡八頭町北山63-1)
- 4 星空保全地域の指定の案の縦覧期間 令和4年3月18日から同月31日まで
- 5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、 星空保全地域として指定する予定であるので、同条第3項において準用する同条例第9条第3項の規定により公 告し、当該星空保全地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全地域の指定の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出す ることができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 星空保全地域の名称
 - 江府町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定しようとする区域
 - 江府町の区域の全部
- 3 星空保全地域の指定の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課(米子市糀町一丁目160)
 - (3) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡日野町根雨140-1)
 - (4) 江府町役場(日野郡江府町大字江尾1717-1)
- 4 星空保全地域の指定の案の縦覧期間
 - 令和4年3月18日から同月31日まで
- 5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第11条第1項の規定に基づき、星空保全照明基準を定める 予定であるので、同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出する ことができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称

八頭町星空保全地域

2 星空保全照明基準の案の概要

屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具及び広告物照明器具について、次のとおり基準を定める。

- (1) 屋外照明器具
 - ア 照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
 - イ その他照射の方向について基準を定める。
- (2) 建築物等を照射する照明器具
 - ア 必要最小限の箇所に設置して使用すること。
 - イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
- (3) 広告物照明器具
 - ア 照射の方向について、広告物を外部から照射する場合における要件等を定める。
 - イ その他輝度について基準を定める。
- (4) 一時的な催物の演出を目的として特定の対象物(建築物等を除く。)を照射する照明器具
 - ア 午後10時までの使用とすること。
 - イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
- 3 星空保全照明基準の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課 (鳥取市立川町六丁目176)
 - (3) 鳥取県県土整備部八頭県土整備事務所建設総務課(八頭郡八頭町郡家100)
 - (4) 八頭町役場本庁舎 (八頭郡八頭町郡家493)
 - (5) 八頭町役場船岡庁舎(八頭郡八頭町船岡539)
 - (6) 八頭町役場八東庁舎(八頭郡八頭町北山63-1)
- 4 星空保全照明基準の案の縦覧期間

令和4年3月18日から同月31日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第11条第1項の規定に基づき、星空保全照明基準を定める 予定であるので、同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出する ことができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称
 - 江府町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の案の概要

屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具及び広告物照明器具について、次のとおり基準を定める。

- (1) 屋外照明器具
 - ア 照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
 - イ その他照射の方向について基準を定める。
- (2) 建築物等を照射する照明器具
 - ア 必要最小限の箇所に設置して使用すること。
 - イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
- (3) 広告物照明器具

- ア 照射の方向について、広告物を外部から照射する場合における要件等を定める。
- イ その他輝度について基準を定める。
- (4) 一時的な催物の演出を目的として特定の対象物(建築物等を除く。)を照射する照明器具
 - ア 午後10時までの使用とすること。
 - イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
- 3 星空保全照明基準の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課(米子市糀町一丁目160)
 - (3) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡日野町根雨140-1)
 - (4) 江府町役場(日野郡江府町大字江尾1717-1)
- 4 星空保全照明基準の案の縦覧期間

令和4年3月18日から同月31日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第11条第1項の規定に基づく星空保全照明基準を次のとお り変更する予定であるので、同条第9項において準用する同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基 準の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の変更の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提 出することができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称
 - 鳥取市佐治町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の変更の案の概要

屋外照明器具の上方光束比(照明器具の上空への漏れ光の割合)の上限を5パーセントから2.5パーセント へ変更する。

- 3 星空保全照明基準の変更案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課(鳥取市立川町六丁目176)
 - (3) 鳥取市環境局生活環境課(鳥取市幸町71)
 - (4) 鳥取市佐治町総合支所(鳥取市佐治町加瀬木2519-3)
- 4 星空保全照明基準の変更案の縦覧期間

令和4年3月18日から同月31日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第11条第1項の規定に基づく星空保全照明基準を次のとお り変更する予定であるので、同条第9項において準用する同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基 準の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の変更の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提 出することができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称

倉吉市関金町星空保全地域

2 星空保全照明基準の変更の案の概要

屋外照明器具の上方光束比(照明器具の上空への漏れ光の割合)の上限を5パーセントから2.5パーセント へ変更する。

- 3 星空保全照明基準の変更案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課(倉吉市東巌城町2)
 - (3) 倉吉市生活産業部環境課(倉吉市堺町二丁目253-1)
 - (4) 倉吉市総務部関金支所(倉吉市関金町大鳥居193-1)
- 4 星空保全照明基準の変更案の縦覧期間 令和4年3月18日から同月31日まで
- 5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第11条第1項の規定に基づく星空保全照明基準を次のとお り変更する予定であるので、同条第9項において準用する同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基 準の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の変更の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提 出することができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 伷 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称 若桜町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の変更の案の概要

屋外照明器具の上方光東比(照明器具の上空への漏れ光の割合)の上限を5パーセントから2.5パーセント へ変更する。

- 3 星空保全照明基準の変更案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県地域づくり推進部東部地域振興事務所東部振興課(鳥取市立川町六丁目176)
 - (3) 鳥取県県土整備部八頭県土整備事務所建設総務課(八頭郡八頭町郡家100)
 - (4) 若桜町役場(八頭郡若桜町大字若桜801-5)
- 4 星空保全照明基準の変更案の縦覧期間 令和4年3月18日から同月31日まで
- 5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第11条第1項の規定に基づく星空保全照明基準を次のとお り変更する予定であるので、同条第9項において準用する同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基 準の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の変更の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提 出することができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 伷 治

1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称 日南町星空保全地域

2 星空保全照明基準の変更の案の概要

屋外照明器具の上方光束比(照明器具の上空への漏れ光の割合)の上限を5パーセントから2.5パーセント

- 3 星空保全照明基準の変更案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課(米子市糀町一丁目160)
 - (3) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡日野町根雨140-1)
 - (4) 日南町役場(日野郡日南町霞800)
 - (5) 日南町地域振興センター
 - ア 日野上地域振興センター (日野郡日南町矢戸1164-1)
 - イ 山上地域振興センター (日野郡日南町笠木304)
 - ウ 多里地域振興センター (日野郡日南町多里826)
 - エ 大宮地域振興センター (日野郡日南町印賀1516)
 - オ 阿毘縁地域振興センター (日野郡日南町阿毘縁1238-1)
 - カ 石見地域振興センター (日野郡日南町上石見723-1)
 - キ 福栄地域振興センター (日野郡日南町福塚992)
- 4 星空保全照明基準の変更案の縦覧期間

令和4年3月18日から同月31日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

鳥取県星空保全条例(平成29年鳥取県条例第47号)第11条第1項の規定に基づく星空保全照明基準を次のとお り変更する予定であるので、同条第9項において準用する同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基 準の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の変更の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提 出することができる。

令和4年3月18日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称 日野町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の変更の案の概要

屋外照明器具の上方光束比(照明器具の上空への漏れ光の割合)の上限を5パーセントから2.5パーセント へ変更する。

- 3 星空保全照明基準の変更案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)
 - (2) 鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課(米子市糀町一丁目160)
 - (3) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡日野町根雨140-1)
 - (4) 日野町役場(日野郡日野町根雨101)
 - (5) 日野町役場黒坂支所(日野郡日野町黒坂1243-1)
- 4 星空保全照明基準の変更案の縦覧期間

令和4年3月18日から同月31日まで

5 意見書の提出場所

鳥取県生活環境部環境立県推進課(鳥取市東町一丁目220)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び

空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。(定員15人)

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日時	場所	受 講 対 象 者
	令和4年4月20日	鳥取市東町一丁目271	鳥取、郡家及び智頭の各警察
経験者講習	午後1時30分から	鳥取県庁第二庁舎4階	署の管内に居住する者
	午後4時30分まで	第32会議室	

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3の2第1項の規定によりクロ スボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可(以下「許 可」という。)を受けようとするものを対象とする。(定員15人)

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日時	場 所	受講対象者
	令和4年4月27日	鳥取市東町一丁目 271	鳥取県内の各警察署の管内に
初心者講習	午前10時00分から	鳥取県庁第二庁舎4階	居住する者
	午後3時30分まで	第 32 会議室	

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 4時間30分
 - (2) 講習課目

ア クロスボウの所持に関する法令

イ クロスボウの使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 6,900円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品

筆記用具